

# 粉骨同意書

株式会社レイセキ 御中

粉骨（パウダー加工）にあたり下記事項に同意します

1. 粉骨（パウダー加工）は故人もしくは申込者が希望し、申込者の決定により粉骨処理をします
2. 申込者は成人していること、親族の同意を得ていることとします
3. 火葬（埋葬）許可書もしくは死亡診断書のコピーを当社が保管・管理いたします
4. 申込者の身分証明書のコピーを提出いただきます
5. 特に申し出がない限り、お預かりしたご遺骨はすべて粉骨（パウダー加工）いたします
6. 次の事項に該当する場合、当社では粉骨（パウダー加工）をお受けできません
  - ① 粉骨（パウダー加工）の目的が明確でない場合
  - ② 禁止されている場所での散骨のための粉骨（パウダー加工）
    - ・墓地以外の陸地（山を含む）への散骨
    - ・河川・湖および海岸・堤防・崖など陸地から2km以内での散骨※上記場所では環境保全のためや、地域の条例や自治体のガイドラインに違反するおそれがあるため散骨は制限されています
  - ③ 海洋散骨の散骨方法が明確でない場合
7. 原則として1柱ずつ個別でお預かりし、個別で粉骨（パウダー加工）します。当社で複数柱のご遺骨を混合することはいたしません
8. ご遺骨の状態によって粉骨前に洗浄処理が必要と判断した場合は、別途、遺骨洗浄の費用が発生します。申込者の了承を得た上で遺骨洗浄後、粉骨（パウダー加工）します
9. 粉骨（パウダー加工）後のご遺骨に関する保証は当社は一切責任を負いません
10. 粉骨（パウダー加工）前後の親族間のトラブルは当社は一切責任を負いません
11. 骨箱・骨壺は特に申し出のない限り弊社にて処分いたします
12. 海外渡航時に必要な場合に限り「粉骨証明書」を当社より発行します
13. 粉骨証明書の再発行はいたしません
14. ご遺骨をお預かりした時点で粉骨をいたします
15. ご遺骨お預かり後のキャンセルはできません
16. 申込者から取得した個人情報は、当社のプライバシーポリシーに従って取扱います

<必ずご記入ください>

粉骨（パウダー加工）の目的

- 自宅保管     納骨     海洋散骨（散骨業者名： \_\_\_\_\_）  
 その他（ \_\_\_\_\_ ）

※海洋散骨の散骨業者が決まっていない場合や、'その他'の理由が適切でないと判断した場合、粉骨はお受けできません。海洋散骨は日本海洋散骨協会の会員業者をおすすめしています。

年    月    日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

④